

5日以内

男性職員の育休がとりやすくなりました！



実は、育児休業はママだけでなく
パパもとることができます。



赤ちゃんの頃からよちよちと歩き出すまで、目覚ましい成長をとげるこの時期は、ママだけでなく、パパにとってもかけがえのない時間です。

これまで育児休業なんて考えたこともなかったという男性職員の皆さん、男性の育児休業がとりやすくなりました。

生まれたての赤ちゃん和妈妈と一緒に大切な時間をすごしてみませんか？産後のママの大変な時期にパパもちょっぴりお手伝いができます。ママにも赤ちゃんにもうれしい時間です。

今回の改正点



男性職員の育児休業の利用促進を目的として、本学の規程が改正され、男性が5日(休日を含まない。)以内の育児休業を取得する場合、その育児休業期間について、給与が支給されるようになりました。取得予定日の2週間前までに申出が必要です。

- 1 概要：男性職員が5日(休日は含まない。)以内の育児休業を取得する場合、その育児休業期間については、給与を支給する。
- 2 対象者：常勤及び非常勤職員
- 3 対象期間：子の出生日又は出生予定日の遅い日から8週間以内に最初に取得した5日間
- 4 施行日：平成29年4月1日
- 5 関係規程：国立大学法人大分大学職員の育児休業等に関する規程
国立大学法人大分大学非常勤職員の育児休業等に関する規程
- 6 その他：当該制度の範囲内の取得であれば、期末・勤勉手当及び退職手当の算定に影響はありません。

問合せ先：総務部人事課 人事管理グループ 内線7408

書類提出先：各部局総務担当係、挟間キャンパスは総務課人事係



男女共同参画推進室
内線8573

